

## 貸与品等一覧表

貸与品は甲の所有物とし、乙は善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。  
 故意又は過失により毀損・紛失した場合は乙の責任により補償するものとする。  
 鍵壘を紛失した場合は速やかに甲に報告し、必要な交換費用等は乙の負担とする。  
 契約終了時には、乙は貸与品を原状で返還しなければならない。

### 1 貸与品

1	上下水道料金システム 一式 受益者負担金システム 一式 企業会計システム 一式 (本端末は本業務の目的以外に使用してはならない。)	システム端末機	8台
		(企業会計システム)	上記8台のうち7台
		(受益者負担金システム)	上記8台のうち2台
		プリンター	2台
2	検針システム 一式 (貸与期間中の管理及び破損防止は乙の責任とする。)	システム端末機	1台
		プリンター	1台
		検針用スマートフォン(更新・修繕は別紙4「経費負担区分」による)	32台
3	庁内資料共有端末機		1台
4	Web開閉栓用端末		1台
5	スマートフォン検針用消耗備品一式		
6	検針・開閉栓事務用品(集中検針盤キー)		3個
7	徴収事務用品(給水停止キャップ・解除キー)		キャップ28個 キー6個
8	水道メーター(在庫を含め、甲が管理するもの) ※水道メーターは甲の所有とし、保管および在庫管理は甲の指示に従うこと。		
9	宅内等検針用解除キー及び解除方法(管理は乙、所有は甲)		
10	「伊那市上下水道料金センター」出入キー(貸与期間中の管理は乙の責任とする)		

### 2 支給品

1	納入通知書(様式は甲が定める)
2	督促状(様式は甲が定める)
3	口座振替依頼書
4	パンフレット(水道部からのお知らせ)
5	債務の承認及び誓約書

※貸与品について、個数の記載がないものは甲と乙が確認のうえ、貸与するものとする。  
 ※貸与品および支給品の管理状況について、甲は必要に応じて確認または検査を行うことができる。